

岐阜市総総第105号
平成12年6月1日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
水道部長 丹波 毅 様

岐阜市公文書公開審査会
会長職務代理者 南谷 信子

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する
異議申立てについて（答申）

平成11年12月7日付け岐阜市水総第657号で諮問された岐阜市水道事業及び
下水道事業管理者の行った非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当：総務部総務課法規係

答 申

第 1 当審査会の結論

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が岐阜市北西部下水処理場の工作物設計図（管理棟等）（以下「本件公文書」という。）について行った非公開処分（以下「本件非公開処分」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

平成 11 年 10 月 27 日付けで実施機関の行った本件非公開処分を取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 市は、河川管理者の意見書なしに都市計画事業の認可を申請し、農地転用許可を申請している。農地転用許可は都市計画事業の施行に必要なにもかかわらず、下水処理場の用地造成を転用許可の条件として許可を受けているが、用地造成に必要な河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の許可の申請はなされていない。

こうした事態は、市の都市計画に優先する岐阜県の都市計画、すなわち市街地化調整区域の都市計画により優良な農地として保全すべき地域であって、国の利害に重大な関係がある一級河川の 3 号地を開発しようとする無謀な都市計画の結果に他ならない。

よって、本件公文書は、河川法の許可申請前に洪水防止と地域住民の合意形成のために公開が必要な公文書であり、改正前の岐阜市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第 6 条第 1 項第 4 号八の規定に該当するものである。

- (2) 本件公文書は、実施機関の意思決定の結果であり、入札の際に公開するものであるから、実施機関が主張する旧条例第 6 条第 1 項第 5 号イに規定する未成熟な情報であって、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与える情報ではなく、下水処理場について市民が正確な理解をするために公開が必要な情報である。
- (3) 本件公開文書の公開は、旧条例にいう入札の予定価格等の公開ではない。したがって、本件公文書は、実施機関が主張する旧条例第 6 条第 1 項第 5 号八に規定する事業の性質上公開することにより反復継続される同種の事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にする情報には該当しない。
- (4) 仮に本件公文書の公開によって入札予定価格の計算が容易になるとしても、河川法に規定されている設計の概要は本来地域住民に説明すべきものであり、旧条例第 6 条第 2 項の規定により部分公開すべきものである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、岐阜県知事に対する河川法許可申請前の事前協議が行われている段階にあり、公開することにより市民に不正確な理解を与えるおそれがある。また、当該事前協議の情報を公開することは、岐阜県知事的意思決定の妨げにもなり、市と岐阜県との信頼関係を損なうことにもつながりかねないものである。

したがって、本件公文書は、旧条例第6条第1項第5号イの規定に該当する。

- (2) 本件公文書には、下水処理場の全体寸法等が詳細に記載されており、これらの情報から工事費を容易に積算することが可能であり、本件公文書を公開することは、入札の予定価格を公表するに等しい。そのため、本件公文書を公開することは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する建設工事の見積期間以外に工事費の見積期間を特定の業者に与えることとなるおそれがあり、当該事業の公平かつ適正な入札制度の確保、円滑な事業の実施を著しく困難にするものである。

したがって、本件公文書は、旧条例第6条第1項第5号ロの規定に該当する。

- (3) 本件公文書は、膨大な量からなることから、入札予定価格の積算が可能となる部分を分離する作業量は相当の量が見込まれ、さらには、そのようにして作成された公文書を公開しても異議申立人の要求を満たすことはない。

したがって、本件は、旧条例第6条第2項に規定する「公開を拒むことができない部分を容易かつ合理的に分離できるとき」に該当しない。

第4 当審査会の判断

1 適用条例

岐阜市公文書公開条例は平成12年3月議会において平成12年岐阜市条例第3号により改正されたが、本件非公開処分は、旧条例に基づき行われたものである。

したがって、本件非公開処分の妥当性の判断は、旧条例により判断する。

2 本件公文書内容及び性質

本件公文書は、岐阜市が市北西部地区の下水道を整備するために設置が決定されている下水処理場（以下「本件施設」という。）の建設場所が、河川法第6条第1項第3号に該当し、さらには本件施設建設工事は土地の区画・形質の変更を伴うため、河川管理者である岐阜県知事の許可が必要となることから、その許可申請に必要な本件施設の規模などを示すために実施機関の職員により作成され、岐阜市水道部内の決裁手続が終了したものであり、将来的には本件施設建設工事を発注する際の詳細設計図として実施機関において管理されているものである。

したがって、本件公文書は、実施機関の職員が職務上作成した文書又は図面で、決裁手続が終了し、実施機関において管理しているものであるから、旧条例第2

条第 1 号に規定する公文書に該当する。

3 旧条例第 6 条第 1 項第 5 号イの該当性

実施機関は、本件公文書が旧条例第 6 条第 1 項第 5 号イに該当するとして非公開決定を行った。そこで、本件公文書が旧条例第 6 条第 1 項第 5 号イに該当するか否かを判断する。

(1) 本件公文書が、旧条例第 6 条第 1 項第 5 号イに該当するためには、当該情報が市政執行に関する情報であることを市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国又は他の地方公共団体の機関との間における審議、検討等の意思決定過程の情報であること 公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの、であることが必要であるので、以下それぞれについて検討する。

(2) については、下水処理場の建設が市政執行に関するものであることについては、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 3 条の規定に照らし疑いがない。

(3) については、異議申立人は、本件公文書は実施機関の意思決定の結果であり、意思決定過程の情報でないと主張する。しかし、当事者間に争いのない事実として前項において認定したとおり、本件公文書は、岐阜県知事が河川法の許可をする際の判断資料となるとともに、将来的には本件施設建設工事を発注する際の詳細設計図となるという性格を有しているものである。このような本件公文書の性格に鑑みるならば、岐阜県知事の判断による設計等の変更は、新たな設計図の作成ではなく、本件公文書の変更である。

したがって、本件公文書は、非公開処分時においては、変更の可能性があったのであるから、意思決定過程の情報であったと考える。

(4) については、未成熟な情報を公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与えたり、実施機関等において自由かつ率直な意見交換ができなくなることを防止するために設けられたものであるから、本件においてこれらの事由の存否について検討する。実施機関の陳述により、本件非公開処分は、岐阜県知事の河川法の許可処分の直前であったことが認められ、当該時点で本件公文書を公開したとしても本件許可処分に関する知事の判断に対する影響は生じなかったものと考えられる。

したがって、実施機関等において自由かつ率直な意見交換ができなくなるとの実施機関の主張は認められない。

(5) 以上より、実施機関が主張する本件公文書の旧条例第 6 条第 1 項第 5 号イの該当性は認められない。

4 旧条例第 6 条第 1 号第 5 号ロの該当性

(1) 本件公文書が、旧条例第 6 条第 1 項第 5 号ロに該当するためには、市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であること 当該事務又は事業の性質上、公開することにより当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げる

おそれのあること、が必要である。

- (2) については、前項の(2)において認定したように、本件公文書に記載されている情報が市の行う事業に関するものであることについては、疑いがない。
- (3) については、本件公文書の捉え方を巡り当事者間に争いがある。すなわち、異議申立人は、本件公文書を公開することは旧条例第6条第1項第5号口に規定する「入札の予定価格」の公開にはあたらないと主張するが、実施機関は、本件公文書には本件施設の全体寸法等が詳細に記載されておりこれらの情報から工事費を容易に算定することが可能となるものであるから、「入札の予定価格」と同視すべきものであると主張する。思うに、土木・建築費の算出方法が公表されており、これらによる積算方法に基づき、土木、基礎工、躯体工等を積算の上、共通架設費、間接経費、一般管理費まで計算することができる点に鑑みるならば、本件公文書はそこに記載されている情報を用いることにより「入札の予定価格」を容易に算出することができるものであり、本件公文書を公開することは「入札価格」自体を公開したときと同様に、入札の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるものといえる。すなわち、建設業法施行令第6条に規定する建設工事の見積期間以外に更に工事費の見積期間を入札の手続によらずに与えることとなり、入札に参加する業者間の公平を害し、当該事業の公正な入札の確保を妨げるおそれがあるものといえるのである。

したがって、当該事業又は事業の性質上、公開することにより当該事務又は事業の公正な執行を妨げるおそれがある。

- (4) 以上より、本件公文書は、旧条例第6条第1項第5号口に規定する情報を含むものであり、実施機関が当該規定により本件公文書を非公開としたことは、妥当である。

5 一部公開をしなかったことの妥当性について

旧条例第6条第2項は、全部公開できないときでも一部公開をしなければならない旨を規定しているので、実施機関が旧条例第6条第2項により一部公開をしなかったことの妥当性について検討する。

この点異議申立人は、本件施設の設計の概要は本来住民に公開すべきものであるから一部公開をすべきであると主張する。確かに本件施設の設計の概要は住民に公開されるべきものと考えられるが、一部公開処分を行う場合は、その性格上、当該公文書が旧条例第6条第2項に規定するように「公開を拒むことをできる部分を容易かつ合理的に分離でき」るものでなければならない。一方、本件公文書は、図面であり、非公開情報と公開できる情報が複雑に絡み合っているため、両者を分離することは非常に困難であり、その文書量も膨大であることを考え合わせると、非公開部分を容易かつ合理的に分離することができる公文書とは認められない。

したがって、実施機関が本件公文書を一部公開しなかったことは、妥当である。

6 結論

上記 1 から 5 までの理由により、第 1 のとおり判断する。

7 付言

本件非公開処分に関し、平成 12 年 3 月に条例が改正され、より積極的な情報提供を図ることとされたことを考慮して、実施機関である岐阜市水道事業及び下水道事業管理者に次のとおり付言する。

本件施設は、都市計画事業として計画され、その建設予定地は、異議申立人の指摘にもあるように、河川区域内にあり、河川管理上、洪水の防止等地域住民の生活の安全にも密接にかかわるものである。

したがって、本件施設の建設にあたり計画の概要や河川管理に与える影響などについて、行政として事業遂行に支障のない範囲で、分かりやすい図面や資料を作成するなど市民に対して積極的に情報を提供し、理解を深めていく必要があったと考える。

実施機関には、今後における一層の努力を望むものである。

第 5 審査会の審議経過等

平成 11 年	10 月 13 日	公文書公開請求
	同月 27 日	実施機関の非公開決定
同年	11 月 12 日	異議申立て
同年	12 月 7 日	諮問
	同月 10 日	実施機関に非公開理由に係る陳述書の提出依頼通知
	同月 27 日	同陳述書提出、受付 異議申立人に陳述書の写し送付、陳述書に対する意見書の提出及び口頭での意見陳述の申出通知
平成 12 年	1 月 11 日	異議申立人から意見陳述所提出、受付 異議申立人から口頭での意見陳述を希望しない旨の申し出、受付
	同月 20 日	異議申立人から意見陳述請願書提出、受付 異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申し出、受付 審議 異議申立人から意見陳述 実施機関から非公開理由の聴取
同年	4 月 28 日	実施機関から陳述書(2)提出、受付 異議申立人に陳述書の写し送付
	5 月 8 日	異議申立人から意見陳述の追加を希望しない旨の申

出、受付
同年 5月11日 審議
6月 1日 答申